

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

安全はすべてに優先

今月の事故



令和6年度はじまりました。剪定作業では必ず保護帽(ヘルメット)を着けてくださいね。絶対だよ。ほんとうに

1. 事故の概要(就業中)(入院から重篤事故へ)

チェーンソーを使用した伐木作業にて、作業箇所高さ4.4m・足元高さ3m位(3.6mの三脚の天板から2段下と思われる)から墜落した。

墜落時の現認者は無し。他2名は近くにいたが、背を向けて別作業をしていた。

ヘルメットは着用していたが、安全帯未装着。

2. 事故の原因

作業始業時には熱中症対策のみで当該作業のKYKはされていなかった。三脚の設置場所が不適当であり、三脚と木との結束も無し。高所(2m以上)で作業床無しの状況でチェーンソーを使用。道路にかかる場所であったが監視担当を置かず。

直径15cm程度・長さ2m以上の太い枝であったが吊るし切りをせずに作業したため、切った枝が三脚に接触した際にバランスを崩し墜落したものと思われる。発注者から当日現場で追加注文をされた高所であった。(断るべき箇所であった)

3. 事故後のセンターの対応及び再発防止策

【センター】

【事故後の対応】

8/1 植木班臨時リーダー会議、8/2 植木班現場確認、8/2 市長・副市長・所管部長へ報告、8/4 植木班臨時リーダー会議、8/8 安全・適正就業委員会、8/22 理事会、8/31 臨時安全・適正就業委員会、9/1 植木班臨時リーダー会議、9/12・10/30・11/14・2/13・3/12 安全・適正就業委員会、12/20 三脚の使用実地研修、3/19 理事会、3/21 植木班四役会議、3/29 植木班全体会議

【再発防止策】

1. 高所作業基準の見直し

14段・13段の特大三脚は使用禁止(廃棄処分済)

作業高さ・足元高さの見直し

三脚の使用段数について再検証

使用最大は12段の三脚を適正に使用して届く高さまでとする(天板を含め4段目以下を使用上限)これ以上上ってはいけない視覚的目印として該当踏棧に赤色ノンスリップテープを貼り付け

作業別安全就業基準の改正

三脚の使用実地研修を実施

2. チェーンソーは地上での作業のみとする

3. 監視担当配置の基準

作業別安全就業基準に記載は有ったが、徹底する様に周知、説明。

4. 作業前の注意箇所の徹底

作業前に実施するKYK(危険予知活動)をより一層重視する様に周知、説明。

5. リーダーの育成、適正な配置

当該リーダーはリーダー職から離れ、当該グループは他グループへ再編

6. 作業別安全就業基準の見直し

作業高さの見直し、三脚の適正使用段数の見直し、チェーンソーの作業は地上のみ、KYK（危険予知活動）の実施

7. 高所作業の受注辞退

令和6年度の重点検討項目として、

- ・高所作業に該当する受注は控えること
- ・ロープワークはやらないこと等の作業内容の見直しを検討開始。

【連合本部】

【再発防止策及びセンターへの指導】

- ・事故発生状況を全センターへ周知し注意喚起を行う。

4. 全シ協から 令和6年度に向けて

今月の事故は、令和5年10月号に1か月以上6か月未満の事故で一度取り上げましたが、残念ながらお亡くなりになりました。

今一度、この事故を全国の会員さん、役職員さん一人一人が重く受け止め、また、令和6年度の始まりの安全就業ニュースということもあり、この事故を教訓に1件も事故を起こさないようにするため、基本を周知徹底いただきますようお願いいたします。

①保護帽（ヘルメット）あご紐はしっかりの装着、脚立・足場板を使用する場合は、安定した場所の確保、墜落制止用器具（安全帯）の装着は当たり前です。（装着しない場合は、就業させない対応を）②会員さんの高齢化が進んでいる中、剪定作業は、リスクが大きい就業になってきています。センターが今まで以上に仕事を精査、吟味し（できる限り地上作業、アスファルトの道路、コンクリート、大きい石などがある環境がある場合の対策、断るなど）、会員さんに提供することをお願いいたします。③シルバー人材センターは、**危険又は有害な作業を内容とする仕事**、例えばクレーン、フォークリフト、プレス機械等の重量機器の操作、**高所作業**、皮膚疾患等を伴う有害物質の取扱い作業など、高齢者にふさわしくないと判断される作業又は重大な災害に結びつくおそれのある作業は、**高齢者の能力、体力に見合った仕事を提供するというシルバー事業の趣旨**に反するものであるため、受注することのないように留意することとしています。（平成3年11月1日付高雇発第40号通達）。【シルバー人材センター安全就業の手引（第六改訂）P104～106】

④伐木作業での、チェーンソーの使用は、大きな事故につながるおそれがある就業です。受注するのであれば以下の事項を遵守してください。

- ①現場を確認の上、樹高、樹太など周辺の環境等を確認して受注及び事務局による現場確認
- ②就業する会員全員が特別教育を受講
- ③契約書で作業内容を明確にし、契約以外の就業を禁止
- ④複数人での作業（事故の重大化を防ぐため）
- ⑤作業手順及び注意事項の作成
- ⑥保護帽・下肢の切創防止用保護衣、防振手袋の着用
- ⑦半径2m以内には、誰も入らない、また、何もないように整理・整頓
- ⑧脚立や足場板を使用しての樹上での作業禁止など

以上の安全が確保できない場合には、請け負うことはお控えください。